

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	23	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	雇用促進税制の拡充		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 雇用者（雇用保険一般被保険者）増加数5人以上（中小企業は2人以上）、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除が受けられる。なお、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度。</p> <p>・特例措置の内容 厳しい経済環境下における雇用確保及び65歳以上の高齢者の雇用維持のため、以下のとおり雇用促進税制を拡充する。</p> <p>ア 現行では当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除を行うこととなっているが、この税額控除の額を40万円に引き上げる。</p> <p>イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高齢継続被保険者を含める。</p>		
関係条文	<p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第十条の五、第四十二条の十二、第六十八条の十五の二 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第五条の八、第二十七条の十二、第三十九条の四十五の二 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第五条の十二、第二十条の七、第二十二の二十九 地方税法（昭和25年法律第226号）第二十三条第一項第四号及び第四号の三イ、第二百九十二条第一項第四号及び第四号の三イ、附則抄第八条第五項及び六項</p>		
減収見込額	<p>（初年度）</p> <p>ア ▲3,097 イ ▲311 (▲5,986)</p>	<p>（平年度）</p> <p>ア ▲3,097 イ ▲311 (▲5,986)</p>	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>ア 今後の日本の成長を担う健康・環境分野等の産業の企業や若年者を雇用する企業への支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会を確保する。あわせて、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐ。</p> <p>イ 雇用拡大及び65歳以上の高齢者の雇用維持を図る企業を支援することによって、65歳以上の高齢労働者の雇用維持、継続雇用の機会を確保し、高齢者の生活の安定を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>ア 雇用情勢は、持ち直しているものの、依然として厳しい。また、グローバル競争の激化や少子高齢化の進行などによる、社会・産業構造の変化の中で、持続可能な成長を成し遂げられるかが重要な課題となっている。</p> <p>このため、産業の活性化を図り、「全員参加型社会」の実現を図るために、積極的に雇用の拡大を図ろうとする成長企業に対する支援を強化する必要がある。特に、「日本再生戦略」等においても、今後、雇用の創出に大きな期待が見込まれるとされる健康・環境分野等の成長産業等の企業、及び、若年者の雇用情勢が厳しいことから、若年者雇用をした企業に対する支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者やフリーター・ニートなどの就職困難者等の雇用機会を確保する必要がある。</p> <p>また、国内立地環境の悪化、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐという観点からも、法人税の税額控除を行う本制度を強化する必要がある。</p> <p>イ 「全員参加型社会」や「ディーセント・ワーク」の実現、重層的なセーフティネットの構築により、社会保障制度を支える基盤を強化する必要がある。その中で、高齢者雇用対策等が喫緊の課題となっている。</p> <p>しかし、現在の雇用促進税制では、65歳以前から雇用されている一般被保険者が適用期間中に65歳と</p>		

	<p>なった場合（高年齢継続被保険者となった場合）、雇用者数から除かれることとなっているため、税制の適用対象とはならず、この課題の趣旨に反している。</p> <p>また、これにより、雇用促進税制の要件を満たすために必要な雇用者を増加させた場合であっても、全体としての雇用者数が減少することを避けるため、65歳以上となる高年齢者を必要以上に解雇し、一般被保険者となる労働者を採用するという行動を喚起する可能性がある。このため、現在の取扱いでは、雇用の受け皿となる「成長企業」を支援するという本来の制度趣旨に反する恐れがあり、利用者からも制度趣旨に反するのではないかという声がある。</p> <p>本税制の雇用者に高年齢継続被保険者も加えることによって、雇用の拡大だけでなく、高齢者雇用を維持する企業も支援することにより、高年齢者の雇用維持、雇用継続機会を確保し、「全員参加型社会」の実現を目指す必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標Ⅳ「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 施策大目標 2「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 施策中目標 2-1「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」
	政策の達成目標	雇用促進税制を活用して、雇用確保及び高年齢者の雇用維持を図ろうとする事業主に対する支援を強化し、質の高い雇用を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間
	同上の期間中の達成目標	拡充により、アでは年間約 8 万人、イでは年間約 1.6 万人の雇用が増加すると考えられる。
有効性	政策目標の達成状況	平成 23 年度の創設時には、年間 17 万人が本税制の対象となることが見込まれていたが、平成 24 年 7 月末時点において、雇用促進計画は約 3,000 件が達成され、約 3.4 万人が本税制の対象となったと考えられる。平成 24 年度には約 10 万人の雇用者数の増加が見込まれる。
	要望の措置の適用見込み	拡充により、アでは年間約 8 万人、イでは年間約 1.6 万人の雇用が増加すると考えられる。
相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>ア 一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税額控除額を引き上げることにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者やフリーター・ニートなどの就職困難者等の雇用機会が増加することが見込まれる。</p> <p>イ 雇用者に高年齢継続被保険者を加えることで、企業が高年齢者の雇用を維持・継続するインセンティブが高まるものと期待され、高年齢者の雇用維持、雇用継続機会の確保が見込まれる。</p>
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本制度は、雇用者数を増加させた場合に事業主の負担となる費用の一部を控除することによって、事業主の雇用に対するインセンティブを高められること、また、全ての企業を対象とし、雇用者の増加数に応じて控除する仕組みであることから、政策手段として公平かつ確な措置である。</p> <p>ア 本制度の拡充を通じて、今後、雇用の創出に大きな期待が見込まれる健康・環境分野等の成長産業等の企業、及び、若年者雇用をした企業に対する支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者やフリーター・ニートなどの就職困難者等の雇用機会を確保する必要がある。</p> <p>イ 本制度の拡充を通じて、事業主が雇用している 65 歳以上の高年齢者の継続雇用に対するインセンティブを高め、高年齢者の雇用維持、雇用継続機会の確保する必要がある。</p>
ページ	23—3	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 24 年 7 月末時点において、雇用促進計画は約 3,000 件が達成され、約 3.4 万人が本税制の対象となったと考えられる。平成 24 年度には約 10 万人の雇用者数の増加が見込まれる。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 24 年 7 月末時点において、雇用促進計画は約 3,000 件が達成され、約 3.4 万人が本税制の対象となったと考えられる。平成 24 年度には約 10 万人の雇用者数の増加が見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 23 年度の創設時には、年間 17 万人が本税制の対象となることが見込まれている。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本制度は、ハローワーク等に①事業年度開始後 2 か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後 2 か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、ハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるかが分かる仕組みとなっている。</p> <p>平成 23 年度中に事業年度が開始する雇用促進計画については、平成 24 年 4 月から雇用促進計画の達成状況の受け付けが開始となったため、平成 23 年度の実績はまだ未確定であるが、平成 24 年度は約 10 万人の雇用者数の増加が見込まれる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）を踏まえ、要望。雇用促進税制 PT での議論を経て、法案が提出され、本年 6 月に与野党合意がなされて成立。※アについては、平成 24 年度税制改正において「措置しないことで折衝を了したもの」となった。</p>
<p>ページ</p>	<p>23—4</p>